

「市場環境の変化に対応した通信政策の在り方 論点整理(案)」への意見

2024年1月22日  
一般社団法人新経済連盟

該当箇所			意見
論点	該当ページ	該当する記載	
論点 5～7	22～ 26～ 28～	論点 5 NTT 東西の業務範囲(本来業務) 論点 6 NTT 東西等の地域電気通信業務以外の業務 論点 7 NTT のグループ経営における公正競争環境の確保	<p>NTT 法を廃止すること等によって、NTT グループの再統合を可能にすることや、公正競争条件等に関する規制を見直すことは、国民の負担を増大させるおそれが懸念される。</p> <p>すなわち、まず、電電公社時代に約 25 兆円に及ぶ公費で構築した設備(局舎、電柱・管路等)の NTT グループ内での独占利用及び他事業者への不公平な提供が行われ、公正競争を維持することが困難となるおそれがある。</p> <p>また、NTT 法を廃止しても電気通信事業法で公正競争を担保できるとの主張は、両方の目的や役割の違いを無視したもので、構造的措置(NTT 法:業務範囲規制等)と非構造的措置(電気通信事業法:接続ルール等)の両輪によって公正競争を担保する趣旨を没却するものである。</p> <p>さらに、NTT ドコモの完全子会社化が適切に議論されずに実行されたことなどを踏まえると、NTT 法の規律が廃止されることで、NTT ドコモ、NTT 東西などの通信のドミナント事業者が連携することが可能となり、公正競争環境が崩壊するおそれは極めて大きい。</p> <p>今般の NTT の在り方に関する議論に関しては、見直しによる国際競争力強化が謳われているが、企業統合ではなく、イノベーションと適正な競争から生まれる。より公正な競争環境が確保されることを前提に、今後も慎重な検討を継続すべきである。</p>
論点 9	35～	論点 9 ネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方	<p>ネットワークの仮想化・クラウド化の進展などを踏まえつつ、規制の根幹である「電気通信事業」の概念等の見直しが必要である。</p> <p>あらゆるものが ICT/デジタルと一体化する中で、電気通信事業法が規律しようとする「電気通信事業」自体の概念の合理的な理解が困難となっており、事業者の規制対応コストをより一層高めている。</p>

		<p>憲法が保障する営業の自由を出発点としつつ、電気通信事業法において、何のために、何を規制するのかを改めて抜本的に整理し、必要な見直しをすべきである。</p> <p>また、事業者に課す届出義務についても、そもそも届出不要の電気通信事業についても登録・届出を行った事業者と等しく規制の対象としているなど、届出がなくとも規制の運用が可能なのであれば、そもそも届出義務を廃止すべきである。</p> <p>さらに、クラウド事業者に対する規制については、事業者へ届出をさせ、技術基準関係規制や事故報告義務を課すといった規制が検討されると認識しているが、上述のとおり、そもそも電気通信事業の届出制は廃止すべきであり、クラウド事業者を含む現在登録・届出不要とされている事業者について、新たに届出制の対象とすべきではないし、技術基準関係規制や事故報告義務を課すなどの規制についても、競争の中での消費者の選択による解決が適切であることや、規制の実効性を欠くといった観点から、導入すべきではない。</p> <p>以上、規制を維持・導入しようとする際には、当該規制の目的、どのような市場の失敗に対応しようとしているのか、課題は事業者間の競争の中での消費者の選択により解決できないのか、規制の実効性はあるのか(例えば総務省への報告義務を課したとしても、その報告内容を総務省で十分な分析・検証が可能なのかなど)などといった観点を十分に考慮した上で、必要な見直しを行うべきである。</p>
--	--	---